2022年度 第6回生産性シンポジウム
「ビジネスで創る循環経済社会～資源生産性向上とサーキュラーエコノミー」

欧州のCE動向と資源生産性の向上

公益財団法人日本生産性本部
エコ・マネジメント・センター長　喜多川 和典
Email:　k.kitagawa@jpc-consulting.jp

JAPAN PRODUCTIVITY CENTER
日本生産性本部
JAPAN PRODUCTIVITY CENTER

CE政策が目指すもの：経済を生まれ変わらせる

リニアエコノミー

線形経済指標：GDP

資源消費する
ビジネスが成功

生じた環境問題は
経済外システムで
補完的に解決
（その範囲で行われる
リサイクルは線形経済）

サーキュラーエコノミー

循環経済指標：RE/CE指標

従来型継続では
解決できない

地球の人口増

貧富差の拡大

採取過剰による
資源不足

経済・生産活動
による環境破壊

資源消費に
依存しない
ビジネスが成功

高付加価値製品

再生材 製造・利用

リユース・・シェアビジネス

アップグレード、
リペアサービス

IoTの開発・普及

スマートシティ

【許可なくコピー・転載禁止】

CEの基本目的：デカップリング

図2.「デカップリング」の2つの側面

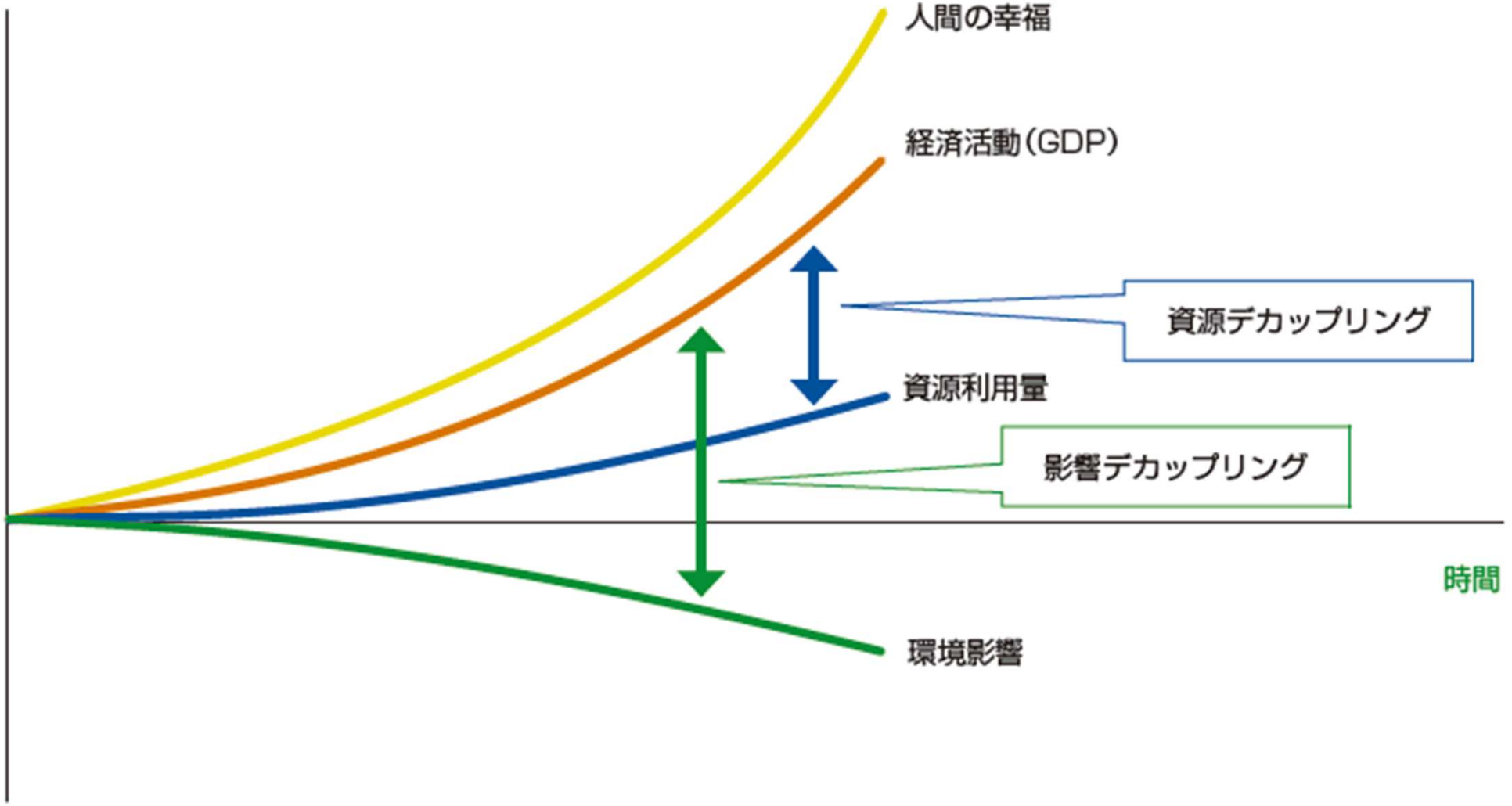

（出所：Decoupling Natural Resource Use and Environmental Impacts from Economic Growth OECD）

【許可なくコピー・転載禁止】

EUの第１次および、第２次CE行動計画における デカップリングに関する定義（EUの野心）の進化

相対的なデカップリング

製品・資源の
価値を最大化し、
廃棄物を最小化させ、
地球の再生能力を
超える資源消費を、
経済成長と比べ
遅らせる経済モデル
の構築

絶対的なデカップリング

地球から採取して
いる以上に、地球に
還元し、地球を
再生させながら
成長する経済モデル
の構築

(a regenerative growth model that gives back to the planet more than it takes)

【許可なくコピー・転載禁止】

第2次CE行動計画の最重点政策　持続可能なプロダクトポリシー

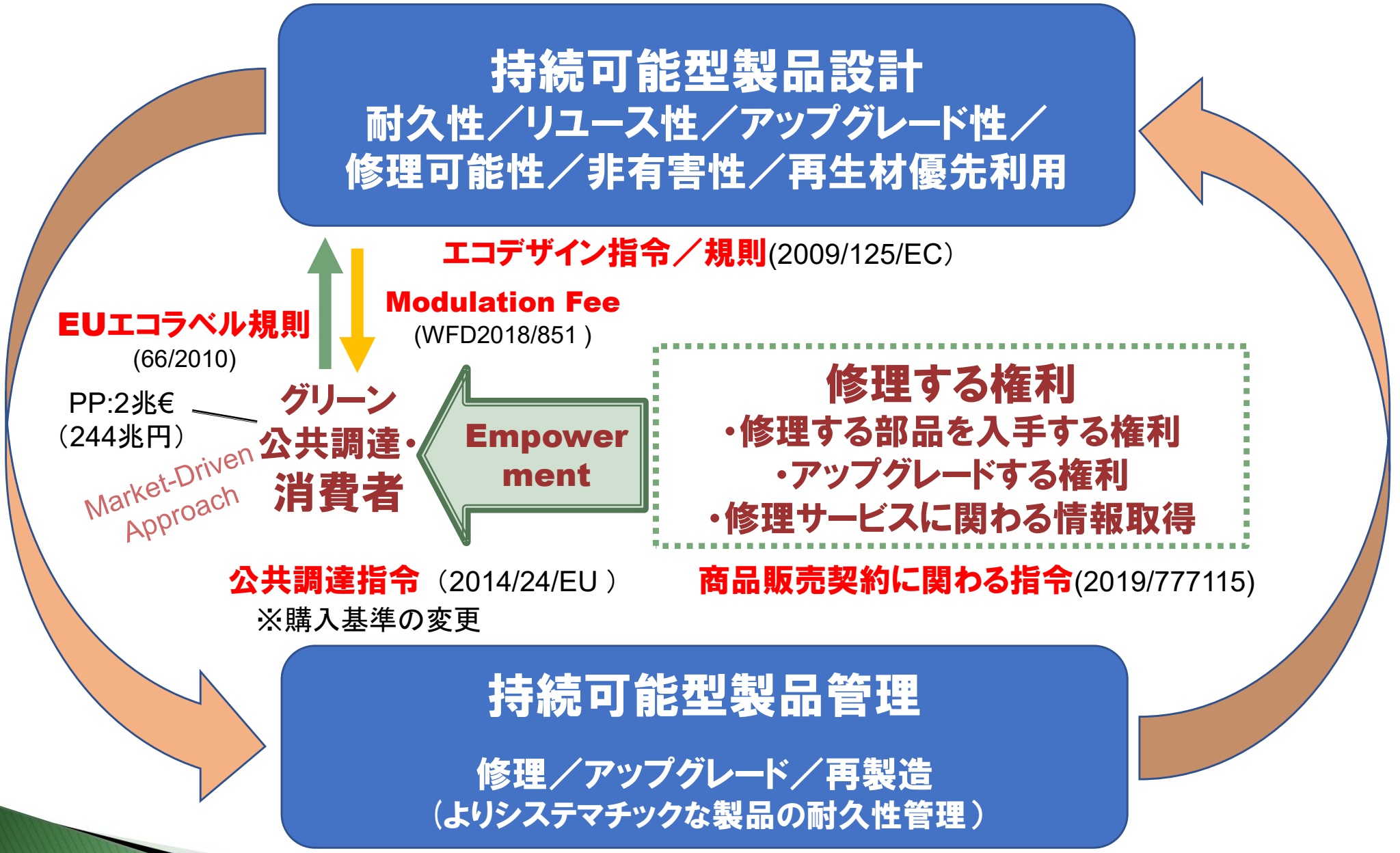

【許可なくコピー・転載禁止】

CEへの移行 進めるEU　多くの法制度を抜本改革

時期	法　律	概　要	時期	法　律	概　要
2018	**廃棄物枠組み指令**	拡大生産者スキームについて一般的な最低基準が加えられ、廃棄物の管理体制も強化。クリティカルマテリアルが含まれる製品について廃棄防止措置、自治体系廃棄物のリサイクル目標値の設定	2022-2023 改正案公表予定	**ELV指令／規則**	使用済み自動車の解体・リサイクルにおける環境への負荷を削減する目的で施行された。現行の指令では扱われていない電気自動車が加えられ、大幅な改正を予定。指令から規則に格上げ予定
2018	**廃棄物埋立指令**	2030年～リサイクル・エネルギー再生可能な廃棄物の埋立規制、自治体ごみ埋立10%以下	2022 法案公表	**建設資材規則**	耐久性・リサイクル性・修理性・再建設容易性に基づき、建設資材の持続可能な設計と生産を義務化
2018 2022 再改正予定	**容器包装廃棄物指令**	容器廃棄物の予防措置強化およびリユース・リサイクル目標値の強化	2022 法案公表	**エコ･デザイン指令／規則**	2022年3月に法案発表 製品使用時のエネルギー効率から循環利用型製品設計にも焦点当てた法案
2019	**肥料製品規則**	二次原料から製造された有機肥料に関わる規制	2021 改正案公表	**残留性有機汚染物質規則**	現行POP物質規則の付属書改正。一定の残留性有機汚染物質含有量の閾値を強化。とくにプラスチックリサイクルに影響。
2019	**シングルユースプラスチック指令**	一回利用プラスチックの一部使用禁止含む、削減・リサイクル推進	2021 改正案公表	**廃棄物運搬規則**	廃棄物輸出規制の強化。特に非OECD国仕向けの廃プラ
2022法案公表	**産業排出指令**	産業施設が排出する汚染物質の規制。排出・放出における閾値強化。	2022 改正案公表	**消費者の権利強化に関わる指令**	不公正商慣行指令と消費者権利指令を改正し、耐久性、修理可能性等、製品情報の提供を義務化。信憑性低いサステナブル商品表示を規制
2020法案公表	**新電池指令／規則**	電池指令の抜本改正。電池の全ライフサイクルに規制を拡大	2022 法案公表予定	**企業によるグリーン主張の実体化に関わる規則の法案**	環境ラベルやエコ表示の信憑性が疑わしい例もあるため、これらを主張する場合、環境影響評価を規定の方法に公表する義務付け

【許可なくコピー・転載禁止】

目玉政策　エコデザイン規則法案の構造

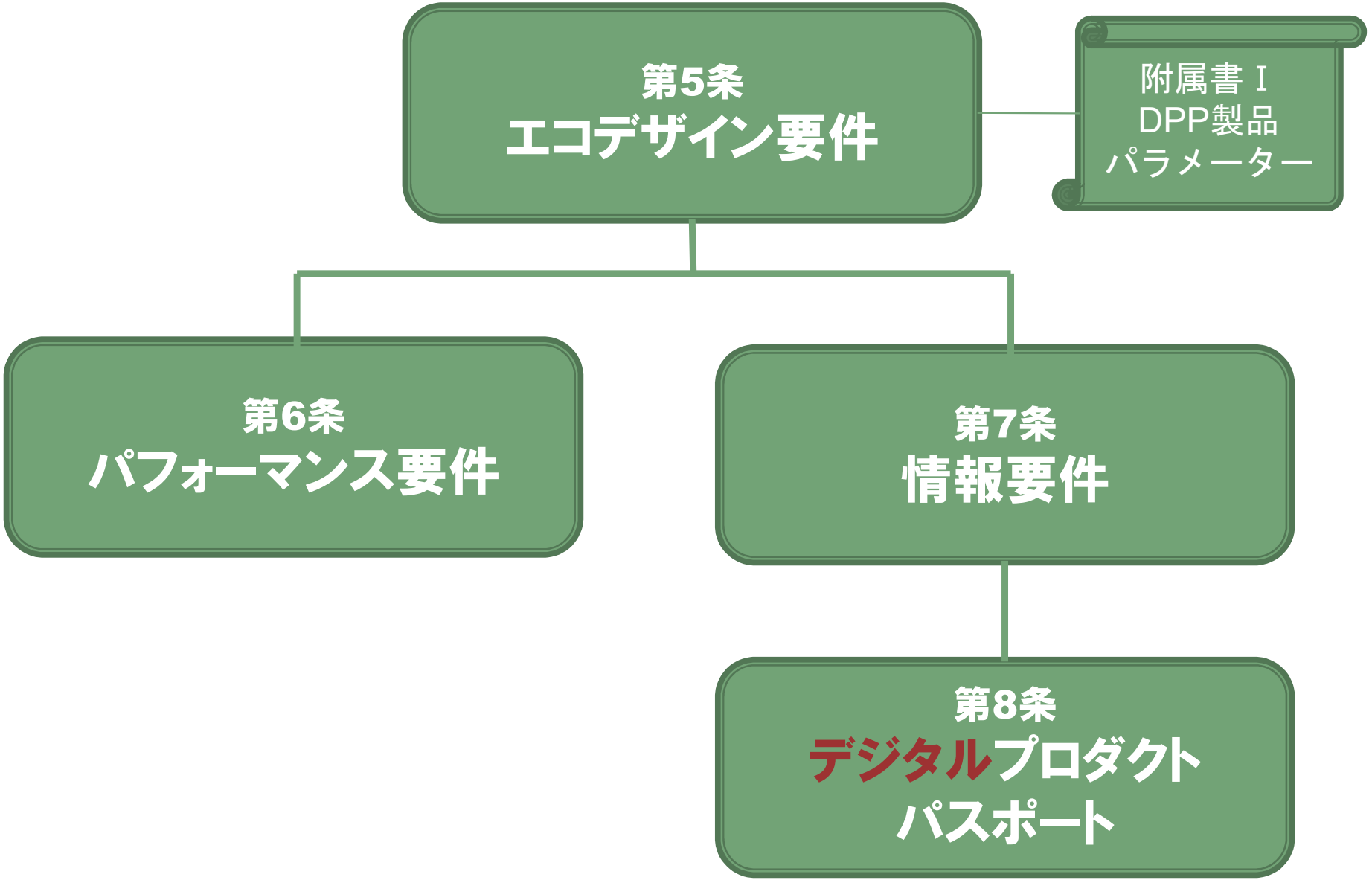

【許可なくコピー・転載禁止】

欧州・CEの基本方針

項　目	海外からの 製品・材料 Input	製品・部品の 長寿命化・循環管理	海外への使用済み 製品・材料 Output
基本方針	Less Resource	Less Products & More Profit	No Pollution to Environment
効　能	【経済面】 海外への資源支出を最小化 地域内の人件費に振り替え 資源安全保障 【環境面】 天然資源採取の削減 生態系・生物多様性の保全	【経済面】 長寿命・循環管理→雇用の 創出・維持 地域経済のレジリエンス向上 【環境面】 GHGの排出削減	【経済面】 外国への使用済み製品・ 材料の輸出は雇用機会の 損失 【環境面】 廃棄物輸出の削減

【許可なくコピー・転載禁止】

まとめ　行動を起こす時期 到来！

① **資源の効率的かつ最大限の利活用（おもにリユースの推進）**
⇒ 人々と地域に寄り添う製品の長寿命化と循環利用の実現
（製品機能サービス型ビジネスの創出）
⇒ 雇用の拡大・維持と地域社会のレジリエンスの向上

② **使用済製品は再び製品に戻す（おもにリサイクルの推進）**
⇒ 都市鉱山の最重要課題は需給バランス・QCD確保。
安定調達を実現する予測管理システムの社会実装

③ **資源効率性及び3Rの推進による競争力強化と雇用の創出**
⇒ CEを内臓化させたビジネスモデルの創出
環境価値を競争優位にするWin-Win

DX＆GX
による
資源
生産性
の向上

ESG投資
様々なインセンティブ
市場構造の変化

【許可なくコピー・転載禁止】

循環型社会やサーキュラーエコノミーの実現に向けた目標設定

＜循環型社会形成推進基本計画（平成30年６月19日閣議決定）＞

	2000年度	2015年度	2025年（目標）
資源生産性 （＝GDP／天然資源等投入量）	２４(万円／トン)	３８(万円／トン)	４９(万円／トン)
入口側の循環利用率 （＝循環利用量※／総物質投入量）	１０(%)	１６(%)	１８(%)
出口側の循環利用率 （＝循環利用量※／廃棄物等の発生量）	３６(%)	４４(%)	４７(%)
最終処分量	５７(百万トン)	１４(百万トン)	１３(百万トン)

※循環利用量＝再使用・再生利用量

＜循環経済ビジョン2020（令和２年５月経済産業省策定）＞

１）目指すべき方向性

●環境活動としての３R ⇒ **経済活動としての循環経済** への転換

(参考)1999年循環経済ビジョン（平成11年７月経済産業省策定）
1R（リサイクル）⇒ 3R（リデュース、リユース、リサイクル） への転換

２）動脈産業・静脈産業

●**動静脈連携による循環性の高いビジネスモデル**への転換、循環経済の実現に向けた**自主的取組**の促進

３）投資家・消費者

●短期的な収益に顕れない**企業価値の適正な評価**、廃棄物等の排出の極小化など**消費行動・ライフスタイルの転換**

４）レジリエントな循環システム

●国内リサイクル先の質的・量的確保、**国際資源循環・国際展開** 等

＜成長戦略フォローアップ工程表（令和３年６月18日閣議決定）＞

・**2030年までに、サーキュラーエコノミー関連ビジネスの市場規模**を、現在の**約50兆円から80兆円以上にすることを目指す**。

（出所　経済産業省）

【許可なくコピー・転載禁止】

ご清聴　ありがとうございました。